

# NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車交通部 旅客第二課

(担当) 長尾

(電話) 06-6949-6446

令和7年2月21日

一般乗用旅客自動車運送事業（個人タクシー事業）の経営許可  
にかかると処分について

一般乗用旅客自動車運送事業（個人タクシー事業）の経営許可にかかると処分  
について、別紙のとおり公表します。

配布先

陸運記者会

(ハイタク部会)

近畿運輸局自動車交通部  
 担当: 旅客第二課  
 電話: 06(6949)6446

個人タクシー事業の経営許可にかかる処分について

令和7年2月21日  
 近畿運輸局自動車交通部

管内各地区からの申請について、下記のとおり処分しましたのでお知らせします。

記

1. 処理件数等

受付期間 経営許可令和6年9月1日～令和6年9月30日  
 申請件数 91件、審査件数 69件、許可件数 69件

2. 許可件数等

経営許可	申請	審査済	許可	率(%)	60～ 64歳	50～ 59歳	40～ 49歳	35～ 39歳	35歳 未満	最高 年齢者	最低 年齢者
大阪市域交通圏	29	27	27	93.1%	9	12	5	1	0	/	/
北摂交通圏	1	1	1	100.0%	0	1	0	0	0		
京都市域交通圏	30	23	23	76.7%	7	11	5	0	0		
神戸市域交通圏	28	16	16	57.1%	5	8	3	0	0		
姫路・東播磨交通圏	0	0	0	-	0	0	0	0	0		
奈良市域交通圏	0	0	0	-	0	0	0	0	0		
大津市域交通圏	2	1	1	50.0%	0	1	0	0	0		
和歌山市域交通圏	1	1	1	100.0%	0	1	0	0	0		
合計	91	69	69	75.8%	21	34	13	1	0		